

## 浄化槽法第7条検査前受金取扱規程

制定 平成20年5月30日

沿革 平成20年10月28日 平成24年3月29日一部改正

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）が実施する浄化槽法（昭和58年法律第43号、以下「法」という。）第7条第1項（以下「法第7条」という。）に規定する検査に係る前受金の取扱い及び会計管理について定め、前受金の適正かつ効果的な活用を図ることにより、浄化槽の適正な施工・維持管理等を通じて水環境保全活動の一層の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において前受金とは、センターが兵庫県知事の告示料金に基づき法第7条に規定する外観検査・書類検査・水質検査等を行う検査料金であって、使用開始検査等申込書（以下「法第7条検査申込書」という。）の販売に併せて、徴収する料金をいう。

### (前受金の取扱い及び管理)

第3条 前受金の取扱い及び管理については、次のとおりとする。

- (1) 法第7条検査の検査料金は、浄化槽を設置しようとする者等へ法第7条検査申込書の販売時に料金を収受したときに前受金として処理する。
  - (2) 前受金は、当該浄化槽を設置しようとする者等に、収受日、用紙番号、金額等を記載した法第7条検査前受金台帳で管理する。
  - (3) 前受金は、法第7条検査結果書の発行後、前受金から第7条検査料収入に振替える。
  - (4) 次条に規定する前受金の返金を行った場合は、返金日を記録する。また、用紙の交換を行った場合は、交換日及び交換後の用紙番号等を記録し管理する。
- 2 前受金は、事業年度終了後に法第7条検査前受金台帳と会計元帳の前受金残高との照合を行い、会計規則に基づき、会計責任者に報告しなければならない。

### (前受金の返金または用紙交換)

第4条 前受金は、購入者等から返金または用紙交換（以下、「返金等」という。）の申込みがある場合には、別に定める「法第7条検査料金返金等取扱要領」に基づき返金又は交換する。

### (前受金の雑収入への振替)

第5条 前受金は、前受金収受の日から起算して返還請求権（商法522条：債権の消滅時効）の5年を経過したのもので、これに5年の猶予期間を含め、10年経過したものについて当該経過した日の属する年度の末日に雑収入に振り替える。（以下「雑益処理」という。）

- 2 前受金は、役員等職務執行規程第3条第2項に基づき会長の決裁を経て雑益処理しなければならない。

### (事業繰入手続き)

第6条 雑益処理した前受金は、当該金額に係る法人税等相当額を控除した残余について「適正化に関する事業」会計の事業推進積立資産に繰り入れするものとする。

- 2 雑益処理が未了の前受金は、直接、前項の会計に繰り入れてはならない。

### (繰入後の返金等)

第7条 雑益処理した前受金については、第4条に規定する返金等の申し出があった場合で、当該申し

出が適正であると判断したときは、すみやかに返金等に応じなければならない。

2 前項の返金については、法定検査事業会計から損金処理し返金するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の承認を得なければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、正副常務会で定める。

附 則

1 この規程は、平成20年5月30日から施行する。

2 本取扱規程施行日の年度の末日に、収受した日から10年を経過している前受金の雑益処理は、第5条の規定にかかわらず平成20年度の総会議決後に行うものとする。

附 則

この規程は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月29日から施行する。

## 「法第 7 条検査料金返金等取扱要領」

平成 24 年 4 月 23 日承認

### (目 的)

第 1 条 この要領は、兵庫県浄化槽指導要綱に規定する浄化槽を設置しようとする者が建築確認申請又は設置届出等に添付して提出する「使用開始検査等申込書（以下「法第 7 条検査申込書」という。）」の取扱いについて定める。

2 一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）は、前項に規定する法第 7 条検査申込書を作成及び販売し、浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項に規定する法定検査の受検の確保に努めるものとする。

### (法第 7 条検査申込書の様式)

第 2 条 センターが作成する法第 7 条検査申込書は、次の 5 枚綴りとする。

- (1) 「使用開始検査等申込書」：センター送付用（様式第 1 号）
- (2) 「使用開始検査等申込書（写）」：建築担当部局・指定確認検査機関用（様式第 2 号）
- (3) 「使用開始検査等申込書（写）」：県民局環境担当課、政令市・権限移譲市浄化槽担当部局用（様式第 3 号）
- (4) 「使用開始検査等申込書（控）」：浄化槽工事業者用（様式第 4 号）
- (5) 「使用開始検査等承諾書」及び下欄の受領証（様式第 5 号）

2 法第 7 条検査申込書の提出先は、別紙 1 のとおりとする。

### (販売対象者)

第 3 条 法第 7 条検査申込書は、浄化槽を設置しようとする者又は浄化槽を設置しようとする者からの委託を請けた浄化槽工事業者等（ただし、申請手数料を徴収しないものに限る。）に販売する。

### (販売場所)

第 4 条 法第 7 条検査申込書の販売は、次の各所において行う。

- (1) センター事務局
- (2) センターの会員で指定された販売所（別紙 2）

2 前項第 2 号において販売できる法第 7 条検査申込書は、50 人槽以下とする。

### (販売所の指定等)

第 5 条 法第 7 条検査申込書の販売を行う場合は、法第 7 条検査申込書販売所申請届（様式第 6 号）により、センター会長の承認を得なければならない。

2 指定を受けた販売所がセンターを退会した場合は、指定を取り消すものとする。

### (法第 7 条検査申込書の販売)

第 6 条 法第 7 条検査申込書の販売は、窓口での直接販売か事前申込による郵送販売とする。

2 法第 7 条検査申込書を購入する際には、法第 7 条検査申込書購入申込書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

### (販売価格)

第 7 条 法第 7 条検査申込書の販売価格は、兵庫県知事の告示に規定される検査料金とする。

2 センターの会員に販売する 50 人槽以下の法第 7 条検査申込書については、「会員の入会等に関する規程」第 6 条第 2 項に規定する浄化槽工事保証賦課金を加算して販売するものとする。

### (還付金)

第8条 法第7条検査申込書をセンターの会員に販売する場合は、検査推進費を還付するものとする。

(法第7条検査申込書の交換又は返金)

第9条 センターは、購入者からの申出があり、次の場合には交換又は返金に応ずるものとする。

- (1) 法第7条検査申込書を書損又は破損した場合。
- (2) 浄化槽の確認申請等を提出後に、重複申請等により浄化槽が設置されなかった場合。
- (3) 浄化槽は設置されたが、法第7条検査が実施されるまでに公共下水道等集合処理施設に直結された場合。
- (4) 計画中止等で必要が無くなった場合。

(返金等の申込)

第10条 法第7条検査申込書の交換を希望する者は、法第7条検査申込書交換申込書(様式第8号)に法第7条検査申込書を添付してセンターに提出することとする。

2 法第7条検査申込書の返金を希望する者は、法第7条検査料金返金請求書及び誓約書(様式第9号)に、法第7条検査申込書を添付して提出することとする。

(返金の対象者)

第11条 返金の対象者は、浄化槽を設置しようとする者又は設置しようとする者からの委託を受けた浄化槽工事業者とする。ただし、同一物件に対して重複の返金を行わない。

(交換及び返金の決定)

第12条 センターは、交換又は返金の申込を受けた場合には、浄化槽台帳又は現場において確認を行い、妥当と判断されるものに対して交換及び返金に応じるものとする。

2 センターの会員に返金する場合は、還付金を除いた額とする。また、浄化槽工事保証賦課金は、既に中間立会検査を終えたものについては返金しない。

3 返金は、原則としてセンター事務局窓口において現金により返金することとする。なお、振込を希望される場合には、振込手数料は請求者負担とする。

(改正)

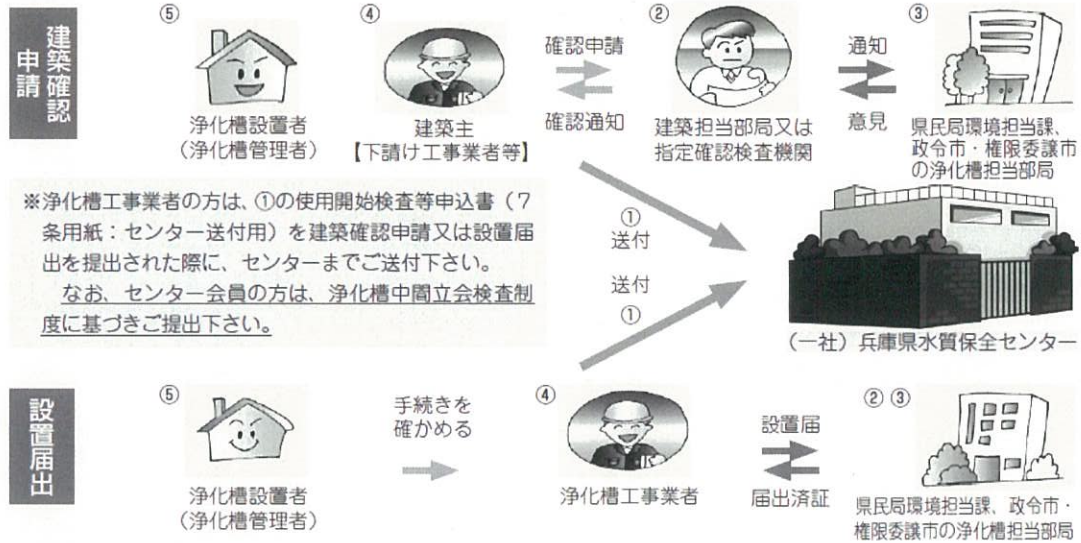
第13条 この要領の改正は、正副常務会で承認を得なければならない。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成24年4月23日から施行する。
- 2 従前の「法第7条検査料金返金取扱要領」は廃止する。

(別紙 1)

法第 7 条検査申込書の提出先について



- ① 「使用開始検査等申込書」：センター送付用 (様式第 1 号)
- ② 「使用開始検査等申込書 (写)」：建築担当部局・指定確認検査機関用 (様式第 2 号)
- ③ 「使用開始検査等申込書 (写)」：県民局環境担当課、政令市・権限移譲市浄化槽担当部局用 (様式第 3 号)
- ④ 「使用開始検査等申込書 (控)」：浄化槽工事業者用 (様式第 4 号)
- ⑤ 「使用開始検査等承諾書」及び下欄の受領証 (様式第 5 号)

(様式第 1 号)

兵庫県浄化槽指導要綱  
様式第 4 号- 1

使用開始検査等  
申 込 書  
(センター送付用)

〇〇-〇〇〇 No. 〇〇〇-〇〇〇〇

年 月 日

兵庫県知事指定検査機関  
一般社団法人兵庫県水質保全センター 宛  
〒650-0047  
神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
TEL (078) 306-6021

浄化槽管理者(浄化槽設置者)  
住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

電 話 ( ) -

浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の浄化槽の水質に関する検査の実施を申し込めます。

1 浄化槽

設置場所 地名地番	兵庫県	製造業者 氏名又は名称 届出番号	
区 分 (いずれかの番号に 〇印を記入願います)	1 建築基準法に規定する確認申請 2 浄化槽法第 5 条第 1 項に規定する設置届	工 事 業 者 氏名又は名称 登録(届出)番号	
人槽・能力	人槽 m <sup>3</sup> /日	保守点検業者 氏名又は名称 登録番号	
製品名	型	清掃業者 氏名又は名称 許可番号	
型式適合認定番号 (建築基準法)			
型式認定番号 (浄化槽法)			

2 工事完成予定日 年 月 日

3 連絡先欄

(1) 浄化槽管理者 (浄化槽設置者)  
(※上記と同じ場合は記入不要です。)

住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -

(2) 浄化槽工事業者  
住 所  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

電 話 ( ) -

※ 浄化槽工事業者等の方は、浄化槽管理者 (浄化槽設置者) の承諾のもと、本申込書を必ずセンターまでご送付願います。

(様式第 2 号)

兵庫県浄化槽指導要綱  
様式第 4 号-2

**使用開始検査等  
申込書(写)** ○○-○○ No.○○○-○○○  
(建築担当局・指定確認検査機関用) 年 月 日

兵庫県知事指定検査機関  
一般社団法人兵庫県水質保全センター 宛  
〒650-0047  
神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
TEL (078) 306-6021

浄化槽管理者(浄化槽設置者)  
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の浄化槽の水質に関する検査の実施を一般社団法人兵庫県水質保全センターに申し込みました。

1 浄化槽

設置場所 地名地番	兵庫県	製造業者 氏名又は名称 届出番号	
区 分 (1)汚水の量 (2)処理方式	1 建築基準法に規定する確認申請 2 浄化槽法第 5 条第 1 項に規定する設置場	工事業者 氏名又は名称 登録届出番号	
人種・能力	人種 m <sup>2</sup> /日	保守点検業者 氏名又は名称 登録番号	
製品名	型	清掃業者 氏名又は名称 許可番号	
型式認定番号 (建築基準法)			
型式認定番号 (浄化槽法)			

2 工事完成予定日 年 月 日

3 連絡先欄  
(1) 浄化槽管理者 (浄化槽設置者)  
(※上記と同じ場合は記入不要です。)  
住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -  
(2) 浄化槽工事業者  
住 所  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

行政  
受  
付  
欄

(様式第 3 号)

兵庫県浄化槽指導要綱  
様式第 4 号-3

**使用開始検査等  
申込書(写)** ○○-○○ No.○○○-○○○  
(県民局環境担当課、政令市・権限委譲市浄化槽担当局用) 年 月 日

兵庫県知事指定検査機関  
一般社団法人兵庫県水質保全センター 宛  
〒650-0047  
神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
TEL (078) 306-6021

浄化槽管理者(浄化槽設置者)  
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の浄化槽の水質に関する検査の実施を一般社団法人兵庫県水質保全センターに申し込みました。

1 浄化槽

設置場所 地名地番	兵庫県	製造業者 氏名又は名称 届出番号	
区 分 (1)汚水の量 (2)処理方式	1 建築基準法に規定する確認申請 2 浄化槽法第 5 条第 1 項に規定する設置場	工事業者 氏名又は名称 登録届出番号	
人種・能力	人種 m <sup>2</sup> /日	保守点検業者 氏名又は名称 登録番号	
製品名	型	清掃業者 氏名又は名称 許可番号	
型式認定番号 (建築基準法)			
型式認定番号 (浄化槽法)			

2 工事完成予定日 年 月 日

3 連絡先欄  
(1) 浄化槽管理者 (浄化槽設置者)  
(※上記と同じ場合は記入不要です。)  
住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -  
(2) 浄化槽工事業者  
住 所  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

行政  
受  
付  
欄

(様式第 4 号)

兵庫県浄化槽指導要綱  
様式第 4 号-4

**使用開始検査等  
申込書(控)** ○○-○○ No.○○○-○○○  
(浄化槽工事業者用) 年 月 日

兵庫県知事指定検査機関  
一般社団法人兵庫県水質保全センター 宛  
〒650-0047  
神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
TEL (078) 306-6021

浄化槽管理者(浄化槽設置者)  
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の浄化槽の水質に関する検査の実施の申し込みを承りました。

1 浄化槽

設置場所 地名地番	兵庫県	製造業者 氏名又は名称 届出番号	
区 分 (1)汚水の量 (2)処理方式	1 建築基準法に規定する確認申請 2 浄化槽法第 5 条第 1 項に規定する設置場	工事業者 氏名又は名称 登録届出番号	
人種・能力	人種 m <sup>2</sup> /日	保守点検業者 氏名又は名称 登録番号	
製品名	型	清掃業者 氏名又は名称 許可番号	
型式認定番号 (建築基準法)			
型式認定番号 (浄化槽法)			

2 工事完成予定日 年 月 日

3 連絡先欄  
(1) 浄化槽管理者 (浄化槽設置者)  
(※上記と同じ場合は記入不要です。)  
住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -  
(2) 浄化槽工事業者  
住 所  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

(様式第 5 号)

兵庫県浄化槽指導要綱  
様式第 4 号-5

**使用開始検査等  
承諾書** ○○-○○ No.○○○-○○○  
(浄化槽管理者(浄化槽設置者)用) 年 月 日

兵庫県知事指定検査機関  
一般社団法人兵庫県水質保全センター 宛  
〒650-0047  
神戸市中央区港島南町 3 丁目 3 番 8  
TEL (078) 306-6021

浄化槽管理者(浄化槽設置者)  
住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者名)  
電 話 ( ) -

浄化槽法第 7 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の浄化槽の水質に関する検査の実施を承諾しました。

1 浄化槽

設置場所 地名地番	兵庫県	製造業者 氏名又は名称 届出番号	
区 分 (1)汚水の量 (2)処理方式	1 建築基準法に規定する確認申請 2 浄化槽法第 5 条第 1 項に規定する設置場	工事業者 氏名又は名称 登録届出番号	
人種・能力	人種 m <sup>2</sup> /日	保守点検業者 氏名又は名称 登録番号	
製品名	型	清掃業者 氏名又は名称 許可番号	
型式認定番号 (建築基準法)			
型式認定番号 (浄化槽法)			

2 工事完成予定日 年 月 日

3 連絡先欄  
(1) 浄化槽管理者 (浄化槽設置者)  
(※上記と同じ場合は記入不要です。)  
住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -

証 ○○-○○ No.○○○-○○○  
年 月 日

様

一般社団法人兵庫県水質保全センター

浄化槽法第 7 条第 1 項に規定する使用開始検査料金は、前受金とし、下記のとおり受領しましたのでここに証します。

記

検査料金 円

(様式第7号)

平成 年 月 日

# 法第7条検査申込書購入申込書

一般社団法人兵庫県水質保全センター

購入業者		住所		社名		電話番号		代表者名		購入者氏名		法第7条検査申込書No.	
										⑩		⑩	
今回購入した法第7条検査申込書は当社以外には使用いたしません。													
人槽	単価※	枚数	金額	金種	保証登録申請書No.								
5~20人	12,600円			現金 小切手									
21~50人	15,700円			現金 小切手									
人~人	円			現金 小切手									
合計													

領収書No.

販売所会社名及び担当者名

⑩



### 浄化槽法第7条検査料金(設置後等の水質検査)

処理対象人員	浄化槽(合併処理)	みなし浄化槽(単独処理)
20人以下	12,600円	11,600円
21～ 50人	15,700円	12,600円
51～ 100人	18,800円	14,700円
101～ 300人	26,000円	22,900円
301～ 500人	29,100円	26,000円
501～1000人	32,200円	29,100円
1001人以上	36,300円	33,200円

(様式第 8 号)

平成 年 月 日

法第 7 条検査申込書交換申込書

一般社団法人兵庫県水質保全センター会長 様

住 所  
会 社 名  
代表者名  
電話番号

印

法第 7 条検査申込書の交換を、下記の通り申し込みます。  
なお、返却用紙に欠損等の不備がある場合には、当社の一切の責任を負います。

記

1 交換する用紙の部数等

(1) 法第 7 条検査申込書 \_\_\_\_\_ 部

(2) 内訳

単独・合併の別	人 槽	単 価	部 数	金 額	備 考
単独・合併	人～ 人槽	円	部	円	No.
単独・合併	人～ 人槽	円	部	円	No.
単独・合併	人～ 人槽	円	部	円	No.
小 計				円	
用紙配布時に差し引いた額				△ 円	
合 計				円	

2 返却する用紙の明細 (①から \_\_\_\_\_ まで)

①	用紙番号	No. _____
	交換申込の理由 (何れかの番号に○印をご記入下さい。)	i. 書損・破損のため ii. 法的手続き後、重複申請等により浄化槽が設置されなかったため iii. 法第 7 条検査までに下水道等に接続されたため iv. 計画中止等で不要になったため v. その他 ( _____ )
	欠損等の有無及びその理由 (有・無のいずれかに○印 をご記入下さい。 無の場合は理由もご記入 下さい。)	1 枚目 (センター送付用) 有・無 (理由: _____)
		2 枚目 (建築担当部局等控) 有・無 (理由: _____)
		3 枚目 (県民局・政令市等控) 有・無 (理由: _____)
		4 枚目 (工 事 業 者 控) 有・無 (理由: _____)
		5 枚目 (管 理 者 控) 有・無 (理由: _____)
		5 枚目 (受 領 書) 有・無 (理由: _____)

(様式第9号)

法第7条検査料金返金請求書及び誓約書

平成 年 月 日

一般社団法人兵庫県水質保全センター 様

(請求者)

住 所 \_\_\_\_\_

会 社 名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

法第7条検査申込書の購入により支払った法第7条検査料金について、下記の理由のより返金願いたく関係書類を添えて請求いたします。

なお、当該返金に係る設置者と工事業者の関係については当事者間で調整し、重複請求とならないように努め、貴センターには一切ご迷惑をかけないことを誓約いたします。

記

- 1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円 (還付金を除く金額)  
[返金方法] ア センター事務局窓口  
イ 金融機関振込 (振込手数料は請求者負担となります)  
[振込口座] \_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店 普通・当座 No. \_\_\_\_\_  
(フリガナ)  
[口座名義] \_\_\_\_\_
- 2 法第7条検査申込書番号 \_\_\_\_\_ 人槽 \_\_\_\_\_ 人槽
- 3 請求理由  
ア 用紙の書損・破損      イ 重複申請等による浄化槽の未設置  
ウ 公共下水道当接続 (平成 年 月接続)      エ 計画中止等による用紙の未使用  
オ その他 ( )
- 4 添付書類  
法第7条検査申込書(5枚綴り)のうち  
ア 1枚目: センター送付用 (あり・なし)  
イ 2枚目: 建築担当部局・指定確認検査機関用 (あり・なし)  
ウ 3枚目: 県民局環境担当課、政令市・権限移譲市浄化槽担当部局用 (あり・なし)  
エ 4枚目: 浄化槽工事業者用 (あり・なし)  
オ 5枚目: 浄化槽管理者 (浄化槽設置者) 用 (あり・なし)  
同下欄: 受領証 (あり・なし)